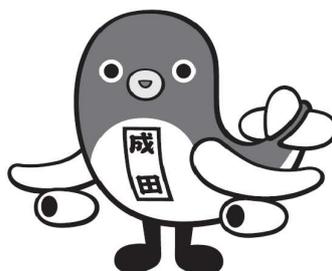


「成田市土地の埋立て等及び土砂等の 規制に関する条例」についての手引き

令和2年7月

成 田 市

成田市環境部環境対策課



成田市観光キャラクター
うないくん
© 成田市2009

はじめに

成田市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例（以下「条例」という。）は、土砂等の搬入による土地の埋立て、盛土及び堆積行為並びに土砂等の土質について、必要な規制を行うことにより、自然環境及び生活環境を保全するとともに災害の発生を未然に防止し、もって住民の健康で安全かつ快適な生活を確保することを目的として、平成16年6月1日から施行され、平成26年4月1日には、暴力団員等を許可の欠格要件として規定するなどの改正が行われています。

この手引きは、土砂等の埋立て等を行う皆様に、条例の内容を理解して頂くとともに、条例に基づく諸手続きと併せて、その前段に必要な事前協議の手続きに必要な事項等を解説したものです。条例の趣旨を十分理解され、土砂等の埋立て等による土壌の汚染や災害の発生の防止に十分留意されるようお願いいたします。

条例及び同条例施行規則（以下「規則」という。）は、成田市ホームページからご覧になれます。

「成田市ホームページ ⇒ まちづくり・環境 ⇒ 生活環境
⇒ 残土条例について ⇒ そのほか」
の順に進んで下さい。

目 次

概要	3
1 事前協議について	6
2 特定事業 許可申請 (条例第 7 条)について	10
3 一時堆積特定事業許可申請(条例第 7 条)について	15
4 土質許可申請(条例第 8 条第 1 項)について	18
5 土質に関する届出(条例第 8 条第 2 項)について	20
6 特定事業の施行(許可・届出後の手続等)について	21
(特定事業開始届出, 土砂等搬入届出, 土砂等発生元証明書, 標識, 一時堆積特定事業 状況報告書, 土砂等管理台帳, 特定事業状況報告書, 特定事業地質等検査結果報告書)	
7 変更に伴う事前協議について	28
8 特定事業 (一時堆積特定事業) 変更許可申請・変更届について	29
9 土質変更許可申請・土質変更届について	30
10 特定事業譲受け許可申請について	31
11 特定事業承継届について	33
12 特定事業相続等届について	34
13 特定事業廃止・休止事前届について	35
14 特定事業廃止届について	36
15 特定事業完了事前届について	37
16 特定事業完了届について	38
17 特定事業終了事前届について	39
18 特定事業終了届について	40
19 その他 (事前協議報告書)	41

成田市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例の概要

(1) 土砂等による埋立て等を行う方へ

ア 土砂等の搬入による土地の埋立て、盛土又は堆積行為を特定事業といい、500平方メートル（以下「㎡」という。）以上の特定事業を行う場合は、条例に基づく許可又は届出が必要です。（500㎡に満たない特定事業であっても、特定事業区域に隣接する土地において、当該特定事業を行う日前3年以内に特定事業が行われ、又は行っている場合においては合算して500㎡以上になるときを含む。ただし、事業主等のいずれもが異なる場合を除きます。）

イ すべての特定事業では、安全基準に適合しない土砂等による埋立て等を行ってはいけません。搬入する土砂等は、条例の趣旨から自然由来のものであり、第1種～第3種の建設発生土、若しくは山砂（購入土）であることが必要です。また、特定事業区域外への土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止する措置を図る必要があります。

ウ 建設汚泥を中間処理した「再生土等」を使用しての特定事業は原則として禁止しています。例外として、使用する再生土等が環境大臣の再生利用認定制度、または、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第9条第2号及び第10条の3第2号に基づく再生利用に係る指定制度を受けた業者の製品等、廃棄物ではないと判断できる場合は土砂等と同じく埋立て利用を認めることとしています。

エ 再生砕石及び鉄鋼スラグを用いる場合については JIS 規格を満たした製品の使用をお願いします。また、使用する際には製品の成分分析表等を提出して頂く場合があります。再生砕石及び鉄鋼スラグを用いる場合であっても安全基準を満たしていないものについては使用を認めていません。

オ この条例以外の法令で規制のあるものについては、それぞれの法令の適用を受けることになり、許認可の必要なものについては、許認可の申請等に合わせて本条例の手続きを行うこととなります。

(2) 事前協議制度について

特定事業を行うためには、まず条例に基づく事前協議を行い、次に実際の許可申請（変更を含む）・届出となります。

(3) 許可又は届出の対象外となる事業について

以下の事業については、許可・届出の対象外です。

- ア 国、地方公共団体その他規則で定める公共的団体が行う特定事業
- イ 採取土砂の販売を目的とする一時堆積特定事業
- ウ 廃棄物の最終処分場において行う覆土行為

エ 遊戯，運動施設に土砂等を補充する行為（ゴルフ場のバンカー，公園の砂場に土砂等を入れる行為など）

オ 植栽のために，樹木と一緒に搬入する土砂

(4) 計画書・申請書・届出等提出書類の注意事項

ア 事業計画書等及び添付書類については，フラットファイル等で製本して下さい。

イ 事業計画書等に添付する書類の目次を作成し，その順に製本して下さい。

ウ 提出部数は，正本（原本）1部，副本2部（副本は正本のコピー可。受付後に副本1部を返却します。）です。

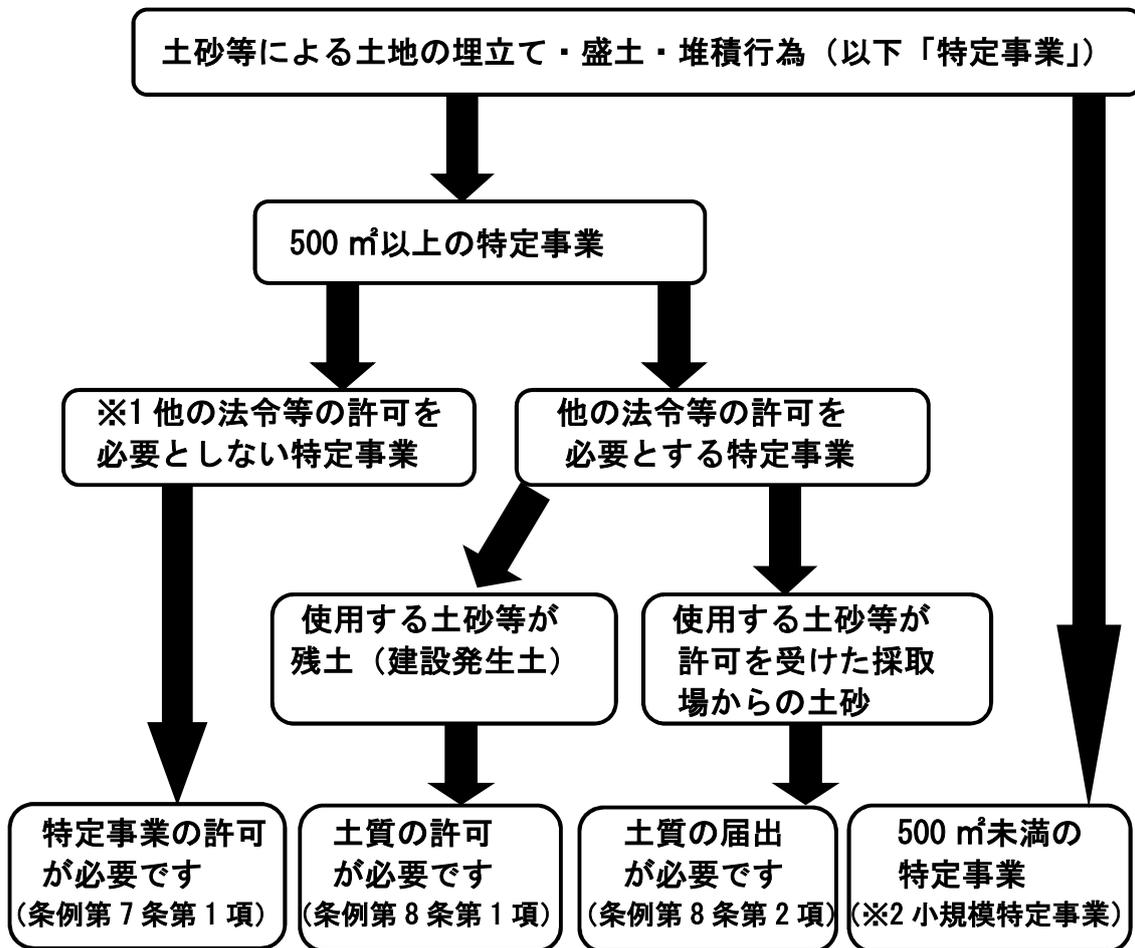
エ 添付書類（図面は除く。）は，原則としてA4版で作成して下さい。

オ 土地の登記事項証明書，法人の登記事項証明書，印鑑登録証明書，住民票の写し及び公図の写しは，概ね提出の3ヶ月以内に発行されたものを添付して下さい。

(5) 使用する印鑑について

事前協議も含めて許可後の届出・報告は，事業主等の意思の反映された印であることが必要であり，申請書に使った印を使用して下さい。

【概要のフロー図，変更等は除く】



※1 他の法令等の許可・・・宅地造成等規制法，都市計画法の許可等。
(規則別表第2に掲げるもの)

※2 小規模特定事業・・・許可等の手続きは必要としませんが，汚染された土砂等を搬入した場合，措置命令や罰則の対象となります。

1 事前協議について

(1) 特定事業計画書（規則第2号様式）の記載要領

ア 事業者・施行者・土地所有者（以下「事業主等」という。）

事業者・施行者・土地所有者の住所・氏名・電話番号を記載し、押印して下さい。（法人にあっては、主たる事業所の所在地・名称・代表者の氏名）

なお、土地所有者が複数おり、記載・押印しきれない場合には、土地所有者の1名を代表とし他〇名と記載し別紙土地所有者一覧表を添付、若しくは、土地所有者ごとに別葉として下さい。

イ 特定事業の区分

「一時堆積特定事業」又は、「その他の特定事業」どちらかを○で囲む、又は、どちらかを二重線で消して下さい。

ウ 特定事業区域の位置及び面積

(ア)位置は、代表地番ほか○筆とし、特定事業区域内に赤道・青道がある場合には、法定外公共物と記載して下さい。

(イ)複数筆の土地がある場合には土地一覧表（土地の地番，地目，地積，所有者の氏名・住所等を記載）を添付して下さい。

(ウ)面積は、実測により作成した求積図・求積表により、記載して下さい。

エ 特定事業の概要（のり面処理・排水計画・埋立て高等）

具体的に記載して下さい。

例：吹付け芝によるのり面処理，小堤にU字溝を設置・敷地内で排水処理する，埋立て高2m

オ 特定事業期間

(ア)条例第7条及び第12条の場合は，事業施行予定期間を記載して下さい。

例：「許可日から〇〇月（年）間」，「許可日から 〇年〇月〇日まで」

※ 特定事業は最長3年，一時堆積は1年以内

(イ)条例第8条及び第13条の場合は，他法令の許認可期間に準じて記載して下さい。

カ 土砂等の発生場所及び区分

土砂等の発生場所・発生元事業者名及び土砂等の区分（第1種～第3種建設発生土又は山砂（購入土））を記載して下さい。

キ 総搬入量（一時堆積特定事業にあっては総搬出量）

搬入される土砂等の総量を記載して下さい。

ク 1日当りの最大搬入量（一時堆積特定事業にあっては最大搬出量）

搬入される土砂等の1日当りの最大量を記載して下さい。

例： 10t車 20台 120m³（積載換算6m³/台として）

ケ 跡地利用計画

事業完了後の土地をどのように利用するのか記載して下さい。

例：駐車場，倉庫，宅地分譲

コ 生活環境の保全対策，防災対策

具体的に記載して下さい。

例：交通誘導員の配置

土砂及び濁水の流出を防止するため，仮調整池（沈砂池）・防護柵を設置

サ 他の法令等の許認可等・届出を要する場合はその法令等と許認可等・届出の状況

該当する法令等の名称・条項とその許認可・届出状況及びそれに対する諸官庁の回答状況等を記載して下さい。

例：○法第△条の許可申請中

(2) 添付書類

ア 土地の登記事項証明書

イ 公図の写し

公図の写しで，特定事業区域に隣接する土地の地番及び所有者を記したもの（法務局名・作成年月日・作成者を記載して下さい。）。なお，複数枚にわたる場合は，合成公図を作成して下さい。

ウ 特定事業区域の位置図及び見取り図

縮尺1/25,000程度及び1/2,500程度の地図に特定事業区域の位置を明示して下さい。

エ 特定事業区域の求積図・求積表

オ 土砂等の搬入計画

規則第6号様式別紙「特定事業に使用される土砂等の搬入計画に関する事項」に準じて作成して下さい。

カ 特定事業区域の現況平面図及び断面図

現況平面図に縦横断の位置を示し，縦横断図を添付して下さい。縮尺は適宜調整して下さい。

キ 特定事業区域の計画平面図及び断面図

計画平面図に縦横断の位置を示し，縦横断図を添付して下さい。縮尺は適宜調整して下さい。

ク 特定事業に使用される土砂等の予定量の計算書（土量計算書）

平面図や断面図により計算した搬入する土砂等の量を記載して下さい。

※国土交通省土木工事積算基準による土量変化率を考慮して下さい。

$L = \text{ほぐした土量} / \text{地山の土量} (1.20 \sim 1.65)$

$$C = \text{締固め後の土量} / \text{地山の土量}(0.90 \sim 1.40)$$

ケ 表土検査関係書類

表土検査については、特定事業計画書を提出後、市職員立会いのもと、試料採取を行ってください。

コ 住民説明会の計画書

規則第7号様式を参照して作成して下さい。なお、条例第8条の特定事業の場合には、必要ありません。

※説明会の実施にあたっては、該当する区・自治会の長と説明会の開催方法・日時等を調整し実施して下さい。

なお、説明会后において計画に変更が生じた場合、再度説明会を開催して頂く場合があります。

※説明会の計画書は、変更許可(条例第12条)の場合にも必要となります。

サ 構造安定計算書

条例第7条の特定事業の許可で、特定事業の高さが10mを超える場合のみ必要となります。

ただし、のり面とのり面の間において、高い方ののり面の高さ以上の平地(勾配5%未満)を設けている場合については、別ののり面と捉えます。そのため、いずれののり面の高さも10mを超えない場合には、構造安定計算書の添付は必要ありません。なお、いずれかののり面の高さが10mを超える場合には、高さ10mを超えたのり面について、構造安定計算書の添付が必要となります。

(3) 特定事業計画書提出後の流れ

ア 表土検査関係書類の提出

特定事業計画書を提出後、市職員立会いのもと試料採取を行いその結果を提出してください。

(7) 試料採取位置図

現況平面図に採取位置を図示して下さい。(5地点混合法による。)

(イ) 採取検体数は、次のとおりです。

特定事業区域の面積	検体数
0.3 ha未満	1検体
0.3 ~ 1ha未満	2検体
以降, 1haごとに1検体ずつ追加	

(ウ) 採取状況等の写真は、採取地点の全景、各採取地点及び全試料集合を撮影して下さい。なお、各写真には、地点名・事業者名(検査依頼者)・採取年月日・

採取番号等・検査会社名・採取深度・採取状況・特記事項等，必要な事項をホワイトボード（黒板可）に記載し，採取した試料と一緒に撮影して下さい。

(エ)検査試料採取調書（規則第 3 号様式）

(オ)地質分析（濃度）結果証明書（規則第 4 号様式）

※検査項目に pH（水素イオン濃度）の項目があるので留意して下さい。

イ 計画内容について関係課に意見照会しますので，当初提出した計画書 3 部の他，意見照会のため副本（土地の登記事項証明書・表土検査関係書類を除く。）10 部を用意して下さい。（都市計画課，生涯学習課，土木課，下水道課，道路管理課，農政課，農業委員会，管財課，交通防犯課，公園緑地課）

ウ 関係課から意見があった場合には，指摘事項として事業主等に通知します。事業主等は当該関係課と協議を行い，その結果を報告書（別紙様式事前協議報告，別添 1 含む。）にて提出して下さい。別添 1 の指摘事項欄には通知の指摘事項を，回答欄にはそれに対する各課との協議結果を記載してください。

エ 指摘事項に対する報告が適正な場合には，事前協議が整ったものとして，特定事業事前協議済書(規則第 5 号様式)を通知します。

オ 事前協議済書受領後，申請（変更を含む。）・届出の手続きをすることとなります。

(4) その他

事前協議は，事業内容により協議事項が異なることから，特に期間は定めておりません。

2 特定事業 許可申請 (条例第 7 条)について

(1) 特定事業許可申請書 (規則第 6 号様式) 記載要領

ア 事業主等

事業者・施行者・土地所有者の住所・氏名・電話番号を記載し、押印して下さい。(法人にあつては、主たる事業所の所在地・名称・代表者の氏名)

なお、土地所有者が複数おり、記載・押印しきれない場合には、土地所有者の 1 名を代表とし他〇名と記載し別紙土地所有者一覧表を添付、若しくは、土地所有者ごとに別葉として下さい。また、事業主等に成年後見人がある場合は、その住所・氏名・電話番号を記載し、押印して下さい。(法人にあつては、主たる事業所の所在地・名称・代表者の氏名)

(ア)第 2 面

事業主等が未成年者である場合

- ・法定代理人の氏名、住所、生年月日及び性別(法定代理人が法人である場合にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地並びにその役員の氏名、住所、生年月日、性別及び役職名又は呼称)
- ・使用人(規則第 6 条の 2、以下同じ。)がある場合にあつては、その者の氏名、住所、生年月日、性別及び役職名又は呼称をそれぞれ記載して下さい。

(イ)第 3 面

事業主等が法人である場合

- ・役員の氏名、住所、生年月日、性別及び役職名又は呼称
- ・発行済株式総数の 100 分の 5 以上の株式を有する株主又は出資の総額の 100 分の 5 以上の額に相当する出資をしている者があるときにあつては、これらの者の氏名、住所、生年月日及び性別、その法人の発行済株式の総数、これらの者が保有する株式の数及びその法人の発行済株式の総数に対するこれらの者が保有する株式の数の割合又はその法人の出資の額、これらの者の出資の額及びその法人の出資の額に対するこれらの者の出資の額の割合
- ・使用人がある場合にあつては、その者の氏名、住所、生年月日、性別及び役職名又は呼称をそれぞれ記載して下さい。

(ウ)第 4 面

事業主等が個人であり、使用人がある場合にあつては、その者の氏名、住所、生年月日、性別及び役職名又は呼称を記載して下さい。

イ 特定事業区域の位置及び面積

「1 事前協議について」の(1)ウを参照して下さい。

- ウ 現場事務所その他特定事業に供する施設の設置計画及び位置
- エ 現場責任者の氏名及び職名
 - 現場責任者の氏名及び所属会社等における職名を記載して下さい。
- オ 特定事業区域の表土の地質の状況
- カ 特定事業に使用される土砂等の量及び特定事業の期間
 - 土砂等の量は、「1 事前協議について」の(1)キを参照して下さい。期間は、「1 事前協議について」の(1)オを参照して下さい
- キ 特定事業が完了した場合の特定事業区域の構造
- ク 特定事業に使用される土砂等の搬入計画に関する事項
- ケ 特定事業が施行されている間において、特定事業区域以外の地域への排水の水質検査を行うために必要な措置又は施設の構造
- コ 特定事業が施行されている間において、特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置

(2) 添付書類

- ア 住民票の写し等
 - ・住民票の写し(事業主等が法人である場合は、登記事項証明書)
 - ・事業主等が法人である場合は、その役員(条例第 11 条第 1 項第 1 号イ：業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められるものを含む。)の住民票の写し
 - ・事業主等が未成年者(条例第 11 条第 1 項第 1 号オによる規定)である場合にあっては、その法定代理人の住民票の写し(法定代理人が法人である場合にあっては、その法人の登記事項証明書及びその役員の住民票の写し)
 - ・事業主等が法人である場合において、発行済株式総数の 100 分の 5 以上の株式を有する株主又は出資の総額の 100 分の 5 以上の額に相当する出資をしている者があるときにあっては、これらの者の住民票の写し
 - ・事業主等に使用人(規則第 6 条の 2 による規定)がある場合にあっては、その者の住民票の写し
 - ※市では暴力団排除のため、成田市暴力団排除条例第 9 条第 2 項に基づき、申請書に記載された個人情報を警察へ照会します。住民票の写しの添付が必要となる者を対象といたしますので、住民票取得の際に説明し、あらかじめ本人の同意を得てください。
- イ 法定代理人であることを証する書類

- 例：戸籍謄本，裁判所の決定通知
- ウ 成年後見人であることを証する書類
例：登記事項証明書，裁判所の決定通知
- エ 誓約書（規則第 6 号様式の 2）
事業者、施行者、土地所有者が対象です。
- オ 印鑑登録証明書
- カ 位置図及び付近の見取り図
位置図は，「1 事前協議について」の(2)ウを参照して下さい。付近の見取り図は，特定事業区域と周辺の状況（住宅や公共施設等）が判明できるように縮尺は適宜調整して下さい。
- キ 現場事務所その他特定事業に供する施設の設置計画及び位置
現場事務所等の構造図及び位置図（ただし，現場事務所の設置義務は 3,000 m²以上の場合に限る。），なお，縮尺は適宜調整して下さい。
- ク 特定事業区域の求積図及び求積表
- ケ 縦横断面の位置を示した現況平面図及び縦横断面図
- コ 縦横断面の位置を示した完成平面図及び縦横断面図
- サ 土地の登記事項証明書
- シ 公図の写し
- ス 特定事業に使用される土砂等の予定量の計算書（土量計算書）
「1 事前協議について」の(2)クを参照して下さい。
- セ 擁壁を用いる場合，断面図及び背面図
鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を用いる場合，当該擁壁の概要，構造計画，応力算定及び断面算定を記した構造計算書
- ソ 構造安定計算書
特定事業の高さが 10m を超える場合のみ必要となります。
- タ 施行計画書
(ア)特定事業の現場責任者及び緊急時の連絡体制，対応を明確にした現場組織表
(イ)使用する機械や資材を記載した書類
(ウ)搬入路，地盤改良，埋立て等の方法，災害の発生防止のための措置等工事種別ごとに施工方法を記載した書類及び図面
(エ)各工事の種別，段階ごとにバーチャートで記載した工程表
- チ 排水計画図
(ア)暗渠排水施設の設置等，排水に係る施設やその他の有効な排水に係る措置の図面，流量計算書及び流域の図面
(イ)沈砂池または調整池等を設置する場合には，流量計算書・流域の図面・容量計算書及び構造図等

ツ 搬入経路図

発生場所から特定事業場までの全体経路図と市内の詳細経路図

テ 事前協議において、求められた手続きの履行を証する書類の写し

例：農地転用許可書の写し，占有許可書の写し

ト 現場責任者であることを証する書類

現場責任者の氏名及び職名(役職)，現場責任者として選任した旨を記載した書類。

ナ 規則第 6 号様式別紙「特定事業に使用される土砂等の搬入計画に関する事項」

※作成する際には，スの土量計算書の数値と概ね合致させること。

ニ 土砂等の崩落，飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を示す施工図等

例：土砂等の流出防止柵の設置位置図，構造図

ヌ 水質検査を行うために必要な措置又は施設の構造図及び位置図

ネ 住民説明会等報告書

住民説明会等報告書（規則第 7 号様式）に，説明会出席者名簿・説明内容その他の記録等を添付して下さい。

ノ 隣接土地所有者承諾書（規則第 8 号様式）

隣接土地所有者全員の承諾が必要です。

ハ 周辺住民承諾書（規則第 9 号様式）

特定事業区域の外周から 300m の範囲に居住する住民(世帯主)の 10 分の 8 以上の承諾書が必要です。

上記範囲内に居住する世帯の一覧表，及び特定事業区域の周辺の状況（住宅や公共施設等）が判明出来る地図に，特定事業区域から 300m の範囲を明示したものを添付して下さい。

ヒ 特定事業事前協議済書（規則第 5 号様式）の写し

フ 表土検査関係書類

※特定事業計画書に添付した表土検査書類の写し

(3) 手数料

条例第 7 条第 1 項の許可

事業区域の面積	0.3ha 未満	20,000 円
	0.3ha 以上	48,000 円

※手数料納入後に，領収証書を確認させていただきます。

(4) その他

標準処理期間については 60 日以内となります。(申請に対する処分を行うまでに通

常必要となる標準的な期間) なお, 標準処理期間内に許可, 不許可の決定をし, 特定事業許可・不許可通知書(規則第9号様式の2)で通知します。

3 一時堆積特定事業許可申請(条例第7条)について

- (1) 特定事業(一時堆積特定事業)許可申請書(規則第6号様式)記載要領
「2 特定事業(条例第7条)許可申請の(1)記載要領」(以下「2の(1)」記載要領
という。)を参照して下さい。
- ア 事業主等
- イ 特定事業区域の位置及び面積
- ウ 現場事務所その他特定事業に供する施設の設置計画及び位置
- エ 現場責任者の氏名及び職名
- オ 特定事業区域の表土の地質の状況
特定事業区域の表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造の場合には、その構造図を添付して下さい。
- カ 特定事業に使用される土砂等の量及び特定事業の期間
年間の搬入予定量と1日の平均搬入量、及び年間の搬出予定量と1日平均搬出土量を記載して下さい。
※期間は1年以内で、延長はできません。
- キ 一時堆積事業に供する施設及び土砂等の堆積の構造
一時堆積事業に供する施設及び土砂等の堆積の構造を示して下さい。
- ク 特定事業に使用される土砂等の搬入計画に関する事項
- ケ 特定事業が施行されている間において、特定事業区域以外の地域への排水の水質検査を行うために必要な措置又は施設の構造
- コ 特定事業が施行されている間において、特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置
- サ 一時堆積特定事業に使用される土砂等について、土砂等の発生場所ごとに区分するための措置について、施工方法、構造図等を添付して下さい。

(2) 添付書類

下記ア～へについては、「2 特定事業 許可申請（条例第7条）について」の(2)添付書類を参照して下さい。

- ア 住民票の写し等
- イ 法定代理人であることを証する書類
- ウ 成年後見人であることを証する書類
- エ 誓約書（規則第6号様式の2）
- オ 印鑑登録証明書
- カ 位置図及び付近の見取り図
- キ 現場事務所その他特定事業に供する施設の設置計画及び位置
- ク 特定事業区域の求積図及び求積表
- ケ 縦横断面の位置を示した現況平面図及び縦横断面図
- コ 縦横断面の位置を示した完成平面図及び縦横断面図
- サ 土地の登記事項証明書
- シ 公図の写し
- ス 特定事業に使用される土砂等の予定量の計算書（土量計算書）
- セ 擁壁を用いる場合、断面図及び背面図
鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を用いる場合、当該擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記した構造計算書
- ソ 施行計画書
- タ 排水計画図
- チ 搬入経路図
- ツ 事前協議において、求められた手続きの履行を証する書類の写し
- テ 現場責任者であることを証する書類
- ト 規則第6号様式別紙「特定事業に使用される土砂等の搬入計画に関する事項」
- ナ 土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を示す施工図等
- ニ 水質検査を行うために必要な措置又は施設の構造図及び位置図
- ヌ 住民説明会等報告書
- ネ 隣接土地所有者承諾書（規則第8号様式）
- ノ 周辺住民承諾書（規則第9号様式）
- ハ 特定事前協議済書の写し
- ヒ 表土検査関係書類
表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造の場合には、表土検査関係書類が不要となります。
- フ 一時堆積事業に供する施設及び土砂等の堆積の構造図

へ 土砂等の発生場所ごとに土砂等を区分するための施工方法，構造図等

(3) 手数料

条例第 7 条第 1 項の許可

事業区域の面積	0.3ha 未満	20,000 円
	0.3ha 以上	48,000 円

※手数料納入後に，領収証書を確認させていただきます。

(4) その他

標準処理期間については 60 日以内となります。(申請に対する処分を行うまでに通常必要となる標準的な期間) なお，標準処理期間内に許可，不許可の決定をし，一時堆積特定事業許可・不許可通知書（規則第 9 号様式の 2）で通知します。

4 土質許可申請(条例第 8 条第 1 項)について

(1) 土質許可申請書(規則第 10 号様式)記載要領

ア 事業主等

「1 事前協議について」の(1)アを参照して下さい。

イ 事業の目的

事業の目的を具体的に記載して下さい。

例：宅地造成

ウ 特定事業区域の位置及び面積

「1 事前協議について」の(1)ウを参照して下さい。

(2) 添付書類

「2 特定事業 許可申請 (条例第 7 条)について」の(2)添付書類を参照して下さい。

ア 住民票の写し (法人の場合は登記事項証明書)

※役員・株主・使用人は除く

イ 法定代理人であることを証する書類

ウ 成年後見人であることを証する書類

エ 印鑑登録証明書

オ 位置図及び付近の見取り図

カ 特定事業区域の求積図及び求積表

キ 縦横断面の位置を示した現況平面図及び縦横断面図

ク 縦横断面の位置を示した完成平面図及び縦横断面図

ケ 土地の登記事項証明書

コ 公図の写し

サ 特定事業に使用される土砂等の予定量の計算書 (土量計算書)

シ 排水計画図

ス 搬入経路図

セ 規則第 6 号様式別紙「特定事業に使用される土砂等の搬入計画に関する事項」

ソ 特定事前協議済書の写し

タ 表土検査関係書類

チ 水質検査を行うために必要な措置又は施設の構造図及び位置図

ツ 許認可書の写し

例：宅地造成等規制法第 8 条第 1 項の許可書

(3) 手数料

条例第 8 条の第 1 項の許可

10,000 円

※手数料納入後に、領収証書を確認させていただきます。

(4) その他

標準処理期間については 60 日以内となります。(申請に対する処分を行うまでに通常必要となる標準的な期間) なお、標準処理期間内に許可、不許可の決定をし、土質許可・不許可通知書(規則第 10 号様式の 2) で通知します。

5 土質に関する届出(条例第 8 条第 2 項)について

※山砂（購入土砂）のみを用いる場合

(1) 土質に関する届出書（規則第 11 号様式）記載要領

「4 土質許可申請(条例第 8 条第 1 項)について」(1)記載要領を参照して下さい。

(2) 添付書類

「4 土質許可申請(条例第 8 条第 1 項)について」(2)添付書類を参照して下さい。

ア 住民票の写し（法人の場合は登記事項証明書）

※役員・株主・使用人は除く

イ 印鑑登録証明書

ウ 位置図及び付近の見取り図

エ 特定事業区域の求積図及び求積表

オ 縦横断面の位置を示した現況平面図及び縦横断面図

カ 縦横断面の位置を示した完成平面図及び縦横断面図

キ 土地の登記事項証明書

ク 公図の写し

ケ 特定事業に使用される土砂等の予定量の計算書（土量計算書）

コ 排水計画図

サ 搬入経路図

シ 規則第 6 号様式別紙「特定事業に使用される土砂等の搬入計画に関する事項」

ス 特定事前協議済書の写し

セ 表土検査関係書類

ソ 水質検査を行うために必要な措置又は施設の構造図及び位置図

タ 許認可書の写し

例：宅地造成等規制法第 8 条第 1 項の許可書

6 特定事業の施行(許可・届出後の手続等)について

(1) 特定事業の許可等を受けた事業主等は、以下の事項について留意して下さい。

ア 土砂等の搬入を管理するため、現場事務所を設置（条例第7条の場合であって3,000 m²以上の場合に限る。）し、関係図書を近隣住民その他当該特定事業について利害関係を有する者の縦覧に供して下さい。

イ 排水を測定するための施設を設置（定期検査及び完了検査時の採水施設）して下さい。

ウ 特定事業区域と特定事業区域外との境界を示す杭等を設置して下さい。

エ 特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散、又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置（条例第7条の場合に限る。）を行ってください。

(2) 特定事業開始届出(条例第15条)

土砂等の埋立て等を開始したときは、開始した日から7日以内に特定事業開始届(規則第16号様式)を提出して下さい。

ア 開始届の記載要領

(ア)特定事業の許可及び事業区域の位置

許可通知書記載の許可日、指令番号、許可の期間、位置を記載して下さい。

(イ)開始年月日

開始した年月日を記載して下さい。

(ウ)土砂等の搬入届の提出年月日

搬入届の提出年月日を記載して下さい。

(3) 土砂等搬入届出(条例第16条)

土砂等の搬入を行う際には、**搬入予定日の7日前まで**に土砂等搬入届(規則第17号様式)を提出して下さい。なお、搬入届は土砂等の発生場所ごと、また、同一の発生場所の場合においても1通で届出できる容量は最大5,000 m³です。

ア 土砂等搬入届の記載要領

(ア)土砂等の発生場所並びに発生元事業者名及び連絡先

発生場所、発生元事業者名、連絡先を記載して下さい。

(イ)地質検査の試料を採取した地点を明らかにした土砂等の発生場所の平面図及び土砂等の発生場所の現場写真

(ウ)土砂等の発生場所の工事名等

土砂等の発生場所の工事名を記載して下さい。

(エ)土砂等の搬入予定量

土砂等の搬入予定量とその内今回の搬入量を記載して下さい。

※土砂等の搬入予定量は、土砂等発生元証明書の数量と整合して下さい。

(オ)土砂等の搬入期間

土砂等の搬入期間は、当該搬入届で、特定事業区域に実際に搬入する期間を記載して下さい。(発生元の工事の期間ではないことに留意。)

(カ)土砂等の運搬契約者名

土砂等の運搬契約者名は、土砂等の発生場所から特定事業区域までの運搬に係る全ての運搬契約者名を記載して下さい。

(キ)特定事業の許可の期間

特定事業の許可通知書記載の許可の期間を記載して下さい。

※土壌汚染対策法の汚染土に接する区画の土砂等を搬入する場合には、あらかじめ当課と協議して下さい。

※土砂等搬入届の記載内容に不明または疑義が生じた場合には、市から発生元事業者に直接確認することもあります。

イ 添付書類

土砂等の種類により、以下のとおり必要書類は異なります。

《共通》

(ア)地質検査の試料を採取した地点を明らかにした土砂等の発生場所の平面図

(イ)土砂等の発生場所の現場写真

(ウ)搬入経路図

《建設発生土の場合》

(ア)検査試料採取調書(規則第 3 号様式)

(イ)地質分析(濃度)結果証明書(規則第 4 号様式)

(ウ)土砂等発生元証明書(規則第 18 号様式)

(エ)試料採取位置を確認できる断面図

《公共事業の場合》

(ア)公共特定事業土砂等発生元証明書(規則第 19 号様式)

(イ)汚染要因に関する調査書類(各公共団体の建設発生土管理基準に定めるもの)

《採取土砂(山砂)の場合》

(ア)土砂等発生元証明書(規則第 18 号様式)

(イ)土砂等売渡・譲渡証明書(規則第 20 号様式)

(ウ)砂利採取計画認可書の写し

(4) 土砂等発生元証明書（条例第 16 条）

ア 土砂等発生元証明書（規則第 18 号様式）記載要領

(ア)土砂等発生元証明書の宛て先

宛て先は特定事業者を記載して下さい。なお最終搬出先が不明な場合は一時堆積特定事業者を記載して下さい。

(イ)発生元事業者

発生元事業者の住所、事業者名、代表者又は現場責任者（職名又は役職名を表示）の氏名を記載して下さい。

・㊟は、代表者については代表者印を、現場責任者については所長印等の職印（職印が定められていない場合は、現場責任者が職務上使用する印）を押印して下さい。

・担当者がいる場合は、担当者名を記載して下さい。

(ロ)発生元の工事名・工事施工場所・発注者・工事施工期間を記載して下さい。

(ハ)当該工事に係る土砂等発生総量

当該工事に係る土砂等発生総量は、当該工事現場から発生する総予定土量を記載し、括弧内には当該特定事業区域へ搬出する契約量を記載して下さい。

(ニ)今回の証明に係る土砂等の量

今回の証明に係る土砂等の量は、搬出契約量のうち、当該証明書に係る土砂等の量(5,000 m³以内)を記載して下さい。

(ヒ)発生土砂等の地質分析（濃度）結果証明書の有無

発生土砂等の地質分析（濃度）結果証明書の有無を記載して下さい。有りの場合、別途添付して下さい。

(ヘ)発生土砂等の区分

第 1 種～第 3 種建設発生土又は山砂（購入土）を記載して下さい。

(ホ)発生土砂等運搬契約者名

土砂等の発生場所から当該特定事業区域までの運搬に係るすべての運搬契約者名を記載して下さい。

(ヘ)一時堆積特定事業場を経由する場合にあっては一時堆積特定事業者名

一時堆積特定事業者名を記載して下さい。

イ 土砂等発生元証明書添付書類及び留意事項

(ア)検査試料採取調書（規則第 3 号様式）・地質分析（濃度）結果証明書(規則第 4 号様式)

(イ)検査試料採取時の採取状況等写真, 採取位置図の他に証明書対象地点が確認できる図面（平面図・断面図等に着色）

- (ウ)試料の採取位置については、発生場所を代表する地点及び深さで採取して下さい。原則、中心点及び中心点から十字に5～10m線を伸ばした4地点の計5地点を採取、混合して1検体とする。また、土砂等の発生場所が地表面から5mを超える掘削深度の場合は、試料採取位置等について当課と相談して下さい。
- (エ)採取状況等の写真は、採取前全景、各採取地点、全試料の各風景を撮影して下さい。なお、各写真には、地点名（工事名）・事業者名（検査依頼者）・採取年月日・採取番号等・検査機関名・採取深度・採取状況・特記事項等、必要な事項をホワイトボード（黒板可）に記載し、採取した試料と一緒に撮影して下さい。
- (オ)地質分析（濃度）結果証明書の有効期限は、原則6ヶ月程度とする。なお、掘削深度が大きく、発生土量が多い場合等の証明書の有効期限は、例外として20ヶ月程度とする。また、1検体が証明する土量は、5,000 m³を上限とする。
- (カ)発生元証明書・公共事業等に係る汚染要因に関する調査書類については、所属長印等の公印を押印して下さい。

(5) 条例第17条第1項で定める標識（規則第21号様式）の設置

公衆の見やすい場所に、特定事業を行っている期間（条例第8条第2項の場合を除く）設置して下さい。縦90cm×横120cmの大きさで、地表面より50cm以上の高さに掲示して下さい。

ア 特定事業に関する標識の記載要領

- (ア) 特定事業の許可、目的及び区域の位置、事業者、施行者、土地所有者、特定事業の許可の期間、区域の面積
申請書及び許可通知書を基に記載して下さい。
- (イ)土砂等の区分及び搬入予定量
申請書及び許可通知書を基に土砂等の種類と搬入予定量を記載して下さい。
- (ウ)現場責任者の氏名及び職名
現場責任者の氏名と職名を記載して下さい。
- (エ)特定事業に供する区域の見取り図
特定事業全区域の見取図を記入して下さい。

(6) 定期報告

特定事業主等は、特定事業を開始した日から1月毎に、特定事業に搬入された土砂等の量を特定事業状況報告書（規則第23号様式）又は一時堆積特定事業状況報告書（規則第24号様式）により報告して下さい。報告には、発生場所ごとの土砂等管理台帳（規則第22号様式）の写し並びに、特定事業区域（一時堆積特定事業にあ

っては、事業場。)の求積図(当該月における特定事業の施行に係るものに限る。), 平面図及び縦横断面図(当該月における特定事業の施行の前後の構造が確認できるものに限る。)及び、当該月における特定事業に使用された土砂等の量の計算書を添付して下さい。

提出期限は、翌月の1週間以内です。

土砂等の地質検査及び特定事業区域外への排水の水質検査は2月毎に市職員立会いの下実施し、特定事業地質等検査結果報告書(規則第25号様式)により、報告して下さい。

(6) -1 特定事業状況報告書(規則第23号様式) 記載要領

ア 特定事業の許可及び事業区域の位置

許可通知書記載の許可日、指令番号、許可の期間、位置を記載して下さい。

イ 特定事業に使用される土砂等の量

特定事業に使用される土砂等の量は、許可申請書の土砂等の量、今回実施済量は当該期間内の搬入量、実施済量は今回実施済量を加えた累計量を各々記載して下さい。

ウ 発生場所・工事名等には、発生場所或いは工事名を記載し、工事名ごとに搬入予定量(土砂等発生元証明書の証明に係る土砂量・最大5,000 m³)、前回累計量(前回報告した累計土砂量)、今回報告量(今月搬入量)、累計量(前回累計量に今回報告量を加えた土砂量)、及び其々の合計量を記載して下さい。

※添付書類

特定事業区域の求積図(当該月における特定事業の施行に係るものに限る。), 平面図及び断面図(当該月における特定事業の施行の前後の構造が確認できるものに限る。)及び、当該月における特定事業に使用された土砂等の量の計算書を添付して下さい。

(6) -2 一時堆積特定事業状況報告書(規則第24号様式) 記載要領

ア 一時堆積特定事業の許可及び事業場の位置

許可通知書記載の許可日、指令番号、許可の期間、位置を記載して下さい。

イ 発生場所・工事名等には、発生場所或いは工事名を記載し、工事名ごとに前回までの処分残量、報告期間内の搬入量と搬出量、堆積場所区分の有無、及び其々の合計量を記載して下さい。

※添付書類

搬出入した区域を明示した、一時堆積特定事業の求積図(当該月における特定事業の施行に係るものに限る。), 平面図及び断面図(当該月における特定事業の施行の前後の構造が確認できるものに限る。)及び、当該月における特

定事業に使用された土砂等の量の計算書を添付して下さい。

(6) ー3 土砂等管理台帳(規則第 22 号様式) 記載要領

土砂等管理台帳は、特定事業場へ土砂等を搬入する工事場所ごとの月単位の搬入量を管理記録するものです。

ア 事業者名、事業許可番号、許可の期間、事業区域の位置、事業区域の面積、現場責任者職氏名、使用される土砂等の量(※一時堆積特定事業は年間の搬入・搬出量)、連絡先電話番号

許可通知書、許可申請書に記載された事項を記載して下さい。

イ 発生元事業者、工事施工場所、工事現場責任者氏名、土砂等の発生場所の工事名、搬入土砂等の区分、工事施工期間、土砂等搬入契約量、土砂等搬入期間、運搬契約者名

発生元ごとに当該月の土砂等の搬入量を整理して記載して下さい。

※1 前月までの累計搬入量は前月までに同じ発生元から搬入された土砂量、その下段は日ごとの搬入量、計(残)には月の合計搬入量、累計には前月までの累計搬入量に今月の搬入量を加えた土砂量を記載して下さい。

また、土砂等の発生場所からの運搬手段において一時堆積を経由する場合はその所在地、搬入された土砂等の1日あたりの量を記載して下さい。

※2 一時堆積特定事業の場合には、搬入された土砂等の1日の量、特定事業区域から搬出された土砂等の1日あたりの量及び搬出先ごとの内訳を記載して下さい。

(6) ー4 特定事業地質等検査結果報告書(規則第 25 号様式) 記載要領

ア 特定事業の許可及び特定事業区域の位置

許可通知書記載の許可日、指令番号、許可の期間、位置を記載して下さい。

イ 土砂等及び排水の採取場所

土砂等及び排水の採取場所及び現場写真については、(4)イ土砂等発生元証明書添付書類及び留意事項を参照して下さい。

ウ 地質分析(濃度)結果証明書

検体ごとの検査試料採取調書(規則第3号様式)、地質分析(濃度)結果証明書(規則第4号様式)を添付して下さい。

※地質検査は、当該報告に係る期間に埋立て等を行った区域を3,000㎡以内の区域に等分し、その等分した区分ごとに土砂等の試料を1検体(採取は5点混合で、深さは可能な限りの深さとする。)採取し、分析を実施して下さい。

※試料の採取は、市職員立会いのもと実施して下さい。

エ 排水汚染状況測定（濃度）結果証明書

排水汚染状況測定（濃度）結果証明書（規則第 26 号様式）を添付して下さい。

※水質検査については、排水測定地点より 1 検体採取して下さい

(7) 事前届について

特定事業を廃止・休止・終了・完了しようとするときは、その 2 ヶ月前までに事前届を提出して下さい。

作成要領及び添付事項については、それぞれの説明頁を参照して下さい。

(8) 廃止・終了・完了届について

特定事業を廃止・終了・完了したときは、速やかに提出して下さい。

作成要領及び添付事項については、それぞれの説明頁を参照して下さい。

7 変更に伴う事前協議について

条例第 7 条及び第 8 条第 1 項の許可内容を変更しようとする場合、事前協議が必要となります。

ただし、条例第 12 条第 8 項の軽微な変更（氏名・名称・住所・法人の代表者の氏名の変更、法定代理人の氏名・住所の変更、使用される土砂等の量の減少）、条例 13 条第 4 項(山砂のみを用いる場合)の場合には、事前協議は必要ありません。

(1) 記載要領

「1 事前協議について」(1)記載要領を参照して下さい。

※様式がありませんので、特定事業計画書（規則第 2 号様式）を参照して、表題を特定事業計画書(変更)とし、作成して下さい。

(2) 添付書類

「1 事前協議について」(2)添付書類を参照し、変更部分に関するものについて、添付して下さい。

(3) 特定事業計画書（変更）提出後の流れ

ア 計画内容について関係課に意見照会しますので、当初提出した計画書 3 部の他、意見照会のため副本（表土検査関係書類を除く。）10 部を用意して下さい。

イ 関係課から意見があった場合には、指摘事項として事業主等に通知します。事業主等は当該関係課と協議を行い、その結果を報告書（別紙様式事前協議報告、別添 1 含む。）にて提出して下さい。なお、報告書の事業主等は「1 事前協議について」の(1)アを参照して下さい。別添 1 の指摘事項欄には通知の指摘事項を、回答欄にはそれに対する各課との協議結果を記載してください。

ウ 指摘事項に対する報告が適正な場合には、事前協議が整ったものとして、特定事業事前協議済書(規則第 5 号様式)を通知します。

エ 事前協議済書受領後、変更申請をして頂くこととなります。

8 特定事業（一時堆積特定事業）変更許可申請・変更届について

- (1) 特定事業（一時堆積特定事業）変更許可申請書（規則第 12 号様式）、特定事業（一時堆積特定事業）変更届（規則第 13 号様式）記載要領
- ア 事業主等については、「2 の(1)」を参照して下さい。
 - イ 変更する事項の内容について、変更後・変更前を記載して下さい。
 - ウ 変更理由について、記載して下さい。

(2) 添付書類

変更前・変更後の内容が明らかになる書類

例：平面図・縦横断図

※特定事業については、期間の延長は 1 年以内、区域の拡大は、当初許可を受けた面積の 2 割以内となります。一時堆積特定事業については、区域の拡大、期間の延長はできません。

(3) 手数料

ア 条例第 12 条第 1 項の許可（条例第 7 条の変更）

事業区域の面積	0.3ha 未満	10,000 円
	0.3ha 以上	28,000 円

イ 特定事業（一時堆積特定事業）変更届の場合、手数料は不要です。

※手数料納入後に、領収証書を確認させていただきます。

(4) その他

許可の場合、標準処理期間については 60 日以内となります。（申請に対する処分を行うまでに通常必要となる標準的な期間）なお、標準処理期間内に許可、不許可の決定をし、特定事業（一時堆積特定事業）変更許可・不許可通知書（規則第 12 号様式の 2）で通知します。

9 土質変更許可申請・土質変更届について

(1) 土質変更許可申請書（規則第 14 号様式）、土質変更届（規則第 15 号様式）

記載要領

- ア 事業主等については、「1 事前協議について」の(1)アを参照して下さい。
- イ 変更する事項の内容について、変更後・変更前を記載して下さい。
- ウ 変更理由について、記載して下さい。

(2) 添付書類

変更に係る部分について

変更する内容に係る変更前・変更後が明らかになる書類

例：平面図・縦横断図，変更に係る許認可書の写し

(3) 手数料

- ア 条例第 13 条第 1 項の許可（条例第 8 条第 1 項の変更） 5,000 円
- イ 土質変更届の場合，手数料は不要です。

※手数料納入後に，領収証書を確認させていただきます。

(4) その他

許可の場合，標準処理期間については 60 日以内となります。（申請に対する処分を行うまでに通常必要となる標準的な期間） 標準処理期間内に許可，不許可の決定をし，土質変更許可・不許可通知書（規則第 14 号様式の 2）で通知します。

10 特定事業譲受け許可申請について

※条例第7条第1項の許可を受けた事業主等から、当該許可に係わる特定事業の全部を譲り受けようとする場合

(1) 特定事業譲受け許可申請書（規則第33号様式）記載要領

ア 申請者

「2の(1)」記載要領を参照して下さい。

イ 特定事業の許可及び特定事業区域の位置

許可通知書を参照のうえ、記載して下さい。

ウ 特定事業の許可の期間

許可通知書を参照のうえ、記載して下さい。

エ 譲受けの相手方の氏名及び住所

譲り渡す方の氏名及び住所(法人にあっては、主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名)許可通知書を参照のうえ、記載して下さい。

オ 現場責任者の氏名及び職名

現場責任者の氏名及び所属会社等における職名を記載して下さい。

(2) 添付書類

ア 住民票の写し等

- ・住民票の写し(申請者が法人である場合は、登記事項証明書)
- ・申請者が法人である場合は、その役員(条例第11条第1項第1号イ：業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められるものを含む。)の住民票の写し
- ・申請者が未成年者(条例第11条第1項第1号オによる規定)である場合にあっては、その法定代理人の住民票の写し(法定代理人が法人である場合にあっては、その法人の登記事項証明書及びその役員の住民票の写し)
- ・申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の総額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときにあっては、これらの者の住民票の写し
- ・申請者に使用人(規則第6条の2による規定)がある場合にあっては、その者の住民票の写し

イ 法定代理人であることを証する書類

例：戸籍謄本，裁判所の決定通知

ウ 成年後見人であることを証する書類

例：登記事項証明書，裁判所の決定通知

エ 誓約書（規則第 6 号様式の 2）

事業者、施行者、土地所有者が対象です。

オ 印鑑登録証明書

カ 譲受けが確認できる書類

(ア)譲り渡す方が譲り渡すことを証する書面

(イ)譲り受けることについて，譲り受けようとする特定事業に係る他の事業主等の承諾を得たことを証する書面

(ウ)現場責任者であることを証する書面

(エ)その他市長が必要と認める書面

例：土地の登記事項証明書

(3) 手数料

条例第 23 条第 1 項の許可

28,000 円

※手数料納入後に，領収証書を確認させていただきます。

(4) その他

標準処理期間については 60 日以内となります。(申請に対する処分を行うまでに通常必用となる標準的な期間) 尚，標準処理期間内に許可，不許可の決定をし，特定事業譲受け許可・不許可通知書（規則第 33 号様式の 2）で通知します。

11 特定事業承継届について

※条例第 8 条第 1 項の許可を受け、又は同条第 2 項の規定による届出をした事業主等から当該許可又は届出に係る特定事業の全部を譲り受けた場合

(1) 特定事業承継届（規則第 34 号様式）記載要領

ア 届出者

特定事業を譲り受けた者の住所・氏名・電話番号を記載して下さい。
（法人にあつては、主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）

イ 特定事業の許可及び特定事業区域の位置

許可通知書を参照のうえ、記載して下さい。

ウ 特定事業の許可の期間

許可通知書を参照のうえ、記載して下さい。

エ 譲受けの相手方の氏名及び住所

許可通知書を参照のうえ、記載して下さい。

オ 現場責任者の氏名及び職名

現場責任者の氏名及び所属会社等における職名を記載して下さい。

カ 法定代理人の氏名及び住所

キ 譲受けの理由

例：売買

(2) 添付書類

ア 住民票の写し(法人にあつては、登記事項証明書)

イ 印鑑登録証明書

ウ 法定代理人の住民票の写し（代理人が法人の場合、法人の登記事項証明書）

エ 承継を証する書類

例：土地の登記事項証明書

12 特定事業相続等届について

(相続・合併・分割があったとき)

(1) 特定事業相続等届(規則第35号様式)記載要領

ア 届出者

特定事業を承継した者の住所・氏名・電話番号を記載して下さい。
(法人にあつては、主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名)

イ 特定事業の許可及び特定事業区域の位置

許可通知書を参照のうえ、記載して下さい。

ウ 特定事業の許可の期間

許可通知書を参照のうえ、記載して下さい。

エ 承継前の事業主等

許可通知書を参照のうえ、記載して下さい。

オ 承継年月日

承継された年月日を記載して下さい。

カ 現場責任者の氏名及び職名

現場責任者の氏名及び所属会社等における職名を記載して下さい。

キ 法定代理人の氏名及び住所

ク 承継の理由

例：相続

(2) 添付書類

ア 住民票の写し(法人にあつては、登記事項証明書)

イ 印鑑登録証明書

ウ 法定代理人の住民票の写し(代理人が法人の場合、法人の登記事項証明書)

エ 承継を証する書類

例：土地の登記事項証明書

13 特定事業廃止・休止事前届について

(1) 特定事業廃止・休止事前届（規則第 27 号様式）記載要領

ア 事業主等

「2の(1)」記載要領を参照して下さい。

イ 届出に該当する「廃止」又は「休止」どちらかを○で囲む、又は、どちらかを二重線で消して下さい。

ウ 特定事業の許可及び特定事業区域の位置

許可通知書等を参照のうえ、記載して下さい。

エ 特定事業の許可の期間及び廃止の期日（休止の期間）

許可の期間は、許可通知書の許可期間を記載して下さい。

廃止期日は、廃止しようとする年月日を記載して下さい。

休止の期間は、休止しようとする期間を記載して下さい。

オ 特定事業を廃止・休止した場合の特定事業区域の構造

特定事業区域の構造を示した書面・図面等を添付して下さい。

カ 特定事業を廃止・休止しようとする場合の工程

規則第 27 号様式別紙「特定事業工程表」に各工事の種別、段階ごとにバーチャートで記載して下さい。

キ 特定事業を廃止・休止した場合の特定事業区域外への当該事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を示した施工図面を添付して下さい。

ク 一時堆積特定事業のうち土砂等が堆積されている面積

堆積している面積を記載して下さい。

(2) 添付書類

ア 廃止・休止した場合の特定事業区域の構造を示した書面・図面(平面図・縦横断図・求積図・求積表)

イ 規則第 27 号様式別紙「特定事業工程表」

ウ 土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を示した施工図・構造計算書等

14 特定事業廃止届について

- (1) 特定事業廃止届（規則第 28 号様式）記載要領
 - ア 事業主等
「2の(1)」記載要領を参照して下さい。
 - イ 特定事業の許可及び特定事業区域の位置
許可通知書を参照のうえ、記載して下さい。
 - ウ 特定事業の許可の期間及び廃止の期日
許可の期間は、許可通知書の許可期間を記載して下さい。
廃止の期日は、廃止した年月日を記載して下さい。
 - エ 土砂等の搬入計画及び搬入実績
土砂等の搬入計画量及び搬入実績量を記載して下さい。
 - オ 特定事業区域の構造
特定事業区域の構造を示した書面・図面等を添付して下さい。

- (2) 添付書類
 - ア 計画及び実績に係る土量計算書
 - イ 廃止した特定事業区域の構造を示した書面・図面(平面図・縦横断図・求積図・求積表)

- (3) 廃止届提出後、市職員による現場確認を受けるとともに特定事業地質等検査結果報告書(規則第 25 号様式)に必要書類を添付し、提出してください。

- (4) 現場確認及び地質等検査報告を受け、特定事業廃止届確認結果通知書(規則第 28 号様式の 2)により結果を通知します。

15 特定事業完了事前届について

(1) 特定事業完了事前届（規則第 29 号様式）記載要領

ア 事業主等

「2の(1)」記載要領を参照して下さい。

イ 特定事業の許可及び特定事業区域の位置

許可通知書を参照のうえ、記載して下さい。

ウ 特定事業の許可の期間及び完了予定期日

許可の期間は、許可通知書記載の期間を記載して下さい。

完了予定期日は、完了の予定年月日を記載して下さい。

エ 完了した場合の特定事業区域の構造

特定事業区域の構造を示した書面・図面等を添付して下さい。

オ 特定事業が完了するまでの工程

規則第 29 号様式別紙「特定事業工程表」に各工事の種別、段階ごとにバーチャートで記載して下さい。

(2) 添付書類

ア 完了した場合の特定事業区域の構造を示した書面・図面(平面図・縦横断図)

イ 規則第 29 号様式別紙「特定事業工程表」

16 特定事業完了届について

- (1) 特定事業完了届（規則第30号様式）記載要領
 - ア 事業主等
「2の(1)」記載要領を参照して下さい。
 - イ 特定事業の許可及び特定事業区域の位置
許可通知書を参照のうえ、記載して下さい。
 - ウ 特定事業の許可の期間及び完了の期日
許可の期間は、許可通知書記載の期間を記載して下さい。
完了の期日は、完了した年月日を記載して下さい。
 - エ 完了した特定事業区域の構造
完了した特定事業区域の構造を示した書面・図面等を添付して下さい。

- (2) 添付書類
 - ア 計画及び実績に係る土量計算書
 - イ 完了した特定事業区域の構造を示した書面・図面(平面図・縦横断図)

- (3) 完了届提出後、市職員による現場確認を受けるとともに特定事業地質等検査結果報告書（規則第25号様式）に必要書類を添付し、提出してください。

- (4) 現場確認及び地質等検査報告を受け、特定事業完了届確認結果通知書（規則第30号様式の2）により結果を通知します。

17 特定事業終了事前届について

(1) 特定事業終了事前届（規則第 31 号様式）記載要領

ア 事業主等

「2の(1)」記載要領を参照して下さい。

イ 特定事業の許可及び特定事業区域の位置

許可通知書を参照のうえ、記載して下さい。

ウ 特定事業の許可の期間

許可の期間は、許可通知書記載の期間を記載して下さい。

エ 特定事業を終了した場合の特定事業区域の構造

特定事業区域の構造を示した書面・図面等を添付して下さい。

オ 特定事業を終了しようとする場合の工程

規則第 31 号様式別紙「特定事業工程表」に各工事の種別、段階ごとにバーチャートで記載して下さい。

(2) 添付書類

ア 終了した場合の特定事業区域の構造を示した書面・図面(平面図・縦横断図・求積図・求積表)

イ 規則第 31 号様式別紙「特定事業工程表」

ウ 土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を示した施工図・構造計算書等

18 特定事業終了届について

- (1) 特定事業終了届（規則第 32 号様式）記載要領
 - ア 事業主等
「2 の(1)」記載要領を参照して下さい。
 - イ 特定事業の許可及び特定事業区域の位置
許可通知書を参照のうえ、記載して下さい。
 - ウ 特定事業の許可の期間
許可の期間は、許可通知書記載の期間を記載して下さい。
 - エ 土砂等の搬入計画及び搬入実績
土砂等の搬入計画量及び搬入実績量を記載して下さい。
 - オ 特定事業区域の構造
特定事業区域の構造を示した書面・図面等を添付して下さい。
- (2) 添付書類
 - ア 計画及び実績に係る土量計算書
 - イ 廃止した特定事業区域の構造を示した書面・図面(平面図・縦横断図・求積図・求積表)
- (3) 終了届提出後、市職員による現場確認を受けるとともに特定事業地質等検査結果報告書（規則第 25 号様式）に必要書類を添付し、提出してください。
- (4) 現場確認及び地質等検査報告を受け、特定事業終了届確認結果通知書（規則第 32 号様式の 2）により結果を通知します。

別紙様式事前協議報告

平成 年 月 日

報 告 書

(あて先) 成田市長

事業者	住 所
	氏 名 ㊟
	電話番号
施行者	住 所
	氏 名 ㊟
	電話番号
土地所有者	住 所
	氏 名 ㊟
	電話番号

(それぞれ、法人にあつては主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名)

平成 年 月 日付け成環対第 号において指摘された事項について、別添1のとおり報告します。

別添 1

指 摘 事 項	回 答

成田市土地の埋立て等及び土砂等の
規制に関する条例 についての手引き

発行日：平成26年4月1日

作成者：成田市環境部環境対策課

電 話:0476-20-1532 (直通)

F A X :0476-22-4449

E - mail:kantai@city.narita.chiba.jp